

理容所・美容所における器具類等の洗浄・消毒方法

-感染症予防のため、適切な洗浄・消毒を-

法^{※1}で皮膚に接する器具の消毒が義務づけられています。感染症予防のため、省令^{※2}に基づき適切な方法での消毒が必要です。

客1人ごとに以下の方法で行います。

洗浄



消毒



保管

家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水で洗浄する。
■ 流水が飛散しないよう注意。
■ 消毒液に浸す前に水気をとる。

血液の付着の有無、器具の種類に応じた消毒方法を選び消毒する。
■ 消毒後に消毒薬を洗い流し、乾燥させる。
■ 消毒方法は裏面：「器具類の消毒」を参照

未消毒の器具と区別し、消毒済の器具はほこり等の汚染からさけるため、ふた付きの収納ケースや戸棚に保管する。

その他の器具についても、消毒した器具類にウイルス等を付着させないように、十分な衛生措置を講じる必要があります。

間接的に皮膚に接する器具 (シェービングカップ等)	材質に応じて、裏面：「器具類の消毒」の方法で消毒する。
シザーケース (施術中に腰やベルトなどにはさみ等器具を収納する革製等のケース)	施術中、使用している器具を消毒した後にシザーケースに収納し器具を消毒してから使用する。 使用している器具はそのままシザーケースに収納せずに専用台等に置き、施術終了後に消毒を行った上でシザーケースに収納する。
施設、毛髪箱、汚物箱	適宜、消毒する。

※1 理容師法第9条第2項、
美容師法第8条第2項

※2 理容師法施行規則第25条、
美容師法施行規則第25条



器具類の消毒

かみそり（頭髪専用を除く）

血液が付着した器具（疑いを含む）【例：ひげブラシ等】

エタノール	76.9~81.4 v/v%	消毒液に 10分間以上浸す	消毒液は 蒸発・汚れの 程度により 7日以内に交換
次亜塩素酸 ナトリウム	0.1%以上		消毒液は 毎日交換
煮沸消毒器	沸騰させる	2分間以上煮沸	

血液が付着した疑いのない器具【例：頭髪専用のかみそり、はさみ、クシ等】

上記の消毒方法			
エタノール	76.9~81.4 v/v%	綿，ガーゼに 含ませて拭く	消毒液は 蒸発・汚れの 程度により 7日以内に交換
逆性石ケン液	0.1%以上 ^{※3}	消毒液に 10分間以上浸す	消毒液は 毎日交換
次亜塩素酸 ナトリウム	0.01%以上 ^{※4}		
グルコン酸 クロルヘキシジン	0.05%以上		
両性界面活性剤	0.1%以上 ^{※3}		
蒸気消毒	80℃を超える 蒸気	10分間以上 触れされる	
紫外線照射	85μw/cm ² 以上	20分間以上 照射	定期的に紫外 線灯，反射板の 清掃，紫外線灯 の取替え

※3 0.1~0.2%を目安とする。 ※4 0.01%~0.1%を目安とする。

条例^{※5}で手指の消毒が義務付けられています。
客1人ごとに適切な消毒が必要です。

手指の消毒方法

血液，体液等に触れ， 目に見える汚れがある場 合	流水と石けんを用いて手指を 15秒間以上洗浄する。
上記以外の場合	速乾性擦式消毒薬を 乾燥するまで擦り込む。

※5 柏市理容師法施行条例第2条第2項，柏市美容師法施行条例第2条第2項